

令和7年度小規模離島における持続可能な社会の実現に関する万国津梁会議 運営等支援業務企画提案仕様書

1 業務名称 令和7年度小規模離島における持続可能な社会の実現に関する万国津梁会議運営等支援業務

2 委託期間 契約締結の日から令和8年3月25日まで

3 予算額

(1) 委託上限額

提案にあたっては、総額 4,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限として見積もること。
（この金額は、企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる。）

注：「消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に11分の10を乗じて得た額である。

(2) 積算内訳

積算の費目は、次のとおりとすること。

ア 人件費

イ 直接経費（報償費(※)、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、再委託費、その他必要と認められる費目）

ウ 一般管理費（（人件費＋直接経費－再委託費）の10%以内とする。）

エ 消費税

(※1)：委員に対する報償費（謝金）については、県の規定に基づき日額9,300円とする。

(※2)：県外（東京）を2名として見込む。

4 業務目的

沖縄県では、離島振興計画に基づき、各種の離島振興策に取り組んできたが、離島における遠隔性や狭小性といった条件不利性に起因する多くの課題が残されており、離島住民の生活を圧迫している。

特に小規模離島においては、市場規模の不経済性、高コスト構造など、条件不利性に起因する割高な移動コストや輸送コスト、行政サービスの維持や住宅の確保、産業・教育・福祉等の担い手の確保などの様々な分野で課題を抱えており、若年者の流出や急速な高齢化の進行等により地域活力の低下が懸念されている。

本委託業務は、様々な課題を抱えている小規模離島における持続可能な社会の実現に向け、割高な生活コスト（①食品・日用品等の生活必需品、②ガソリン等石油製品、③LPガス、④住宅新築費用、等）の軽減に向けた施策の提言、担い手の確保及び住宅の確保等に向けた課題や方策等について、有識者等で構成する「小規模離島における持続可能な社会の実現に関する万国津梁会議」（以下「万国津梁会議」という。）において幅広い視点から議論し、情報収集・情報整理及び中間報告書の作成等を行うことを目的として実施する。

5 業務内容

万国津梁会議においては、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」及び「次代を拓く持続可能な島づくり計画」の内容を踏まえ、小規模離島における持続可能な社会の実現に向けた実効性のある提言を取りまとめるための議論を進めていくこととしており、本業務は、これらの議論を行う上で必要な情報収集・情報整理及び会議運営の支援等を行うものである。

(1) 業務の実施体制

万国津梁会議で議論を行うための情報収集や整理、中間報告の作成等を行う必要があることから、離島振興に知見を有する者を、業務の実施体制に加えること。

(2) 情報収集・情報整理

沖縄県が提供する以下の5項目について、万国津梁会議の資料として活用するため、情報を整理すること。また、その他、万国津梁会議において議論を進める上で必要となる情報について、積極的に情報収集を行い、整理をすること。

ア 食品・日用品等の生活必需品（100品目程度）の小売価格等

イ ガソリン等石油製品の小売価格等

ウ LPガスの基本料金、従量料金、販売価格、航路等輸送に要する経費等

エ 集合住宅新築にかかる経費等

オ 各離島の基礎情報（人口動態、所得の状況等含む）

(3) 万国津梁会議の運営支援

小規模離島における定住条件整備を図るため、割高な生活コスト（①食品・日用品等の生活必需品、②ガソリン等石油製品、③LPガス、④住宅新築費用、等）の軽減や行政サービスの維持、住宅の確保、産業・教育・福祉等の担い手の確保などをテーマとした万国津梁会議の運営支援として、以下の事項を行う。なお、会議は、委員7名程度×3回開催を想定している。

ア 委員等との開催日時の調整、案内

イ 会議資料の作成、印刷

ウ 会場の確保・準備、受付等運営

エ 会議録（概要版及び詳細版）の作成、委員への報償費、旅費の支払い

オ その他、会議の運営にあたり県が指示する事項

※ 会議の開催回数は3回（1回あたり2～3時間以内。1回目：8月下旬頃、2回目：12月中旬頃、3回目：2月中旬頃）とし、令和8年3月中旬ごろまでに中間報告ができるようなスケジュール構成とすること。

※ 最終報告は、令和8年度中を予定。

※ 第1回目の会議に係る委員等との日程調整・案内、会場の確保・準備等（上記ア、ウ関連）については、地域・離島課で対応する。

(4) 議論内容の整理及び中間報告書の作成

万国津梁会議において議論した内容等を整理するとともに、中間報告書の作成を行う。

(5) その他

上記(1)から(4)のほか、本業務を行う上で効果的であると思われる取組などがあれば提案すること。

6 打合せ等

(1) 委託業務の進捗状況や委託業務案内等に関する打ち合わせを必要に応じて実施すること。

(2) 打合せ等には、本委託業務を管理する立場の者と担当者が参加すること。

7 成果品

業務の成果として、以下を提出することとする。

(1) 上記6で作成した資料一式（2部）

- (2) 万国津梁会議で提案された内容の中間報告書（20 部）
- (3) 会議及び調査内容等をまとめた事業報告書（5 部）
- (4) 上記(1)から(3)に係る電子データ
- (5) その他県が必要と認める書類等

8 業務の再委託についての留意事項

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

- ①契約金額の 50%を超える業務
- ②企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの総括的かつ根本的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「簡易な業務」に示したものを第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

<簡易な業務>

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

9 その他

- (1) 本業務の完了後において瑕疵が発見された場合は修正、又は再作業を行うものとする。
- (2) 本業務にかかる成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。
- (3) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合も想定される。